

日本共産党・まつらを代表して反対の立場から討論を行います。

この条例制定については、70歳以上で所得が現役並みと認定された高齢者の医療費を2割から3割に引き上げようとする内容と出産育児一時金として30万円から35万円への引き上げを来月10月から実施しようとするものです。

私たちの議員団は、出産育児一時金を35万円に引き上げることについては、当然賛意を表明するもので、一層の子育て支援策を求めるものであります。

しかし、同時に出された、現役並みの所得がある高齢者の医療費を2割から3割に引き上げることについては納得できません。

導入の目的を国は、高齢者の医療費が増えることによる「医療費抑制」と現役世代と高齢者世代の収入による格差をなくす為にと説明しています。

年金収入などで、単身者は383万円・夫婦世帯は520万円以上収入があれば医療費も現役並みに3割負担するのは「当然」としています。

収入については平等が言えても、若い人と高齢者とでは、病気は平等には起きません。

年を重ねれば、誰でも体力が弱り、病気がちになります。さらに、一度病気になると治るのに若い人よりも期間が長く係ります。

だからこそ、これまで高齢者には医療費負担を低く抑えて病院に気軽にいけるシステムにしてきた経緯があります。

今回の「改正」で、医療費3割負担になる方々は、「病気しても病院に通うのを控える傾向が」予想されます。結果的に重病化して医療費を押し上げることになることはこれまでの医療費負担引き上げによって実証済みのことです。

ここには、空前の大儲けをしている大企業に対して「応分の負担を求める」のではなく、福祉を壊し国民に負担を求める、自民・公明の「小泉構造改革」の乱暴さが現れています。

これに対して唐津市の態度は、「今回の条例改定は国の制度改正によるもので、唐津市には裁量権がない」とすることは問題です。

国が決めたことをストリートに住民に押しつけるのであれば、地方自治体は国の下請け機関になってしまいます。

地方自治体の役割は「市民の福祉の増進を図る」ことにあります。今回の実施に当たっては、「国保会計の健全化のためには仕方がない」と思うのなら、唐津市として「国保会計の困難さをつくり出した国の責任を果たさせるよう」ほかの自治体とも協力し、国に強く働きかけることを求めるべきです。

国保会計の健全化に欠かせない、「医療費抑制」についても、早期発見早期治療に結びつく「健康診断の一層の受診率向上」を求めるのであります。

さらに、薬代の負担引き下げです。新薬とほぼ同じ効果がありながら価格が安い後発医薬品を労省も推進しています。薬代が安くなれば、国保会計の健全化にもつながります。

唐津市は、「国が決めたことだから仕方がない」と市民に押しつけるのではなく唐津市で取り組める独自施策の研究実施を行うべきであります。

んご、国保加入者の立場に立った医療行政を一層強めること求めて反対討論とします。